

甲子園浜多目的グラウンド整備計画検討会ワーキングチーム設置要綱

(目的)

第1条 甲子園浜1丁目土地開発公社保有地における多目的人工芝グラウンド整備のため、整備計画検討会ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) 甲子園浜1丁目土地開発公社保有地の利活用方針に関する事項
- (2) 多目的グラウンド整備計画に関する事項
- (3) その他、本件に関する事項

(組織)

第3条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) リーダー スポーツ推進課担当課長（運動施設整備担当）
- (2) サブリーダー 公園緑地課担当課長（公園整備担当）
- (3) チーム員 管財課長、スポーツ推進課長、都市計画課長、臨海対策課長

(設置期間)

第4条 ワーキングチームの設置期間は、平成30年10月25日から事業完了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 リーダーは会務を総理する。

- 2 サブリーダーは、会長に事故があるときはその職を代理する。
- 3 リーダーは必要があるときは第3条に掲げる者以外の者をワーキングチームに出席させることができる。

(会議)

第6条 ワーキングチームは、リーダーが招集し、必要の都度、開催する。

- 2 その他、会議については必要な事項は、リーダーが定める。

(事務局)

第7条 ワーキングチームの事務局は、産業文化局文化スポーツ部スポーツ推進課及び土木局公園緑化部公園緑地課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営について必要な事項は当会で定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。